

公告第 48 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」）を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 21 日

川俣町長 藤原一二



1 地域計画を策定した地区

（1） 鶴沢地区

（川端、油田、上久保、東洞、南洞、北洞）

（2） 小神地区

（上部落、中部落、下部落）

（3） 福沢地区

（熊ノ宮、才ノ神、中組、上組、古菖蒲坂、栗和田、西方）

（4） 飯坂地区

（追戸、谷沢、入昼組、3 番組、萩平、砂田、古組、中居、下戸）

（5） 大綱木・旧町内地区

（第一、第二、第三、仁井町、荒町、新中町、中央、住吉、宮町、本町、倉ヶ作）